

地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会（第4回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成20年1月25日（金）15：00～17：00
- 場所：総務省 共用会議室1
- 出席者：鈴木座長、泉澤委員、樫谷委員、田中委員、森田委員、百合野委員、吉林委員
平嶋公営企業課長、満田公営企業金融公庫融資部長、
山田地方公営企業等金融機構設立準備室長

【議題】

- (1) 新機構の予算関連等主要課題の状況について
- (2) 機構の会計原則に関する総務省令の方向性について
- (3) 財務会計省令の形式について
- (4) 特別法上の準備金・引当金等に関する他例比較について

【配布資料】

- 資料1 新機構の予算関連等主要課題の状況について
- 資料2 機構の会計原則に関する総務省令の方向性
- 資料3 財務会計省令の形式（案）
- 資料4 特別法上の準備金・引当金等に関する他例比較について

【概要】

■事務局より資料1～4説明

- 資料1については、出席各委員から特段の意見・質問はなかった。
- 資料2～4については、出席各委員から以下の指摘等がなされ、引き続き検討することとなった。

■委員からの主な指摘等

- 機構の業務はいわゆる金融業なので、（その会計処理を）企業会計の基準に従って行うことはよい。
- 金利変動準備金（及び公庫債権金利変動準備金）の会計処理について、戻入益を損益計算書に計上するのか、戻入益を計上せずに貸借対照表上の準備金を直接取り崩すのかについては、他の特別法上の準備金又は引当金の例も参考にしながら検討すべき。
- 公営企業健全化基金は、機構に対する財政的なサポートであるので、純資産に計上することが考えられるが、それができない場合、負債と純資産の中間的な区分に計上することも1つの方法であろう。ただ、中間的な区分を採用すると、（我が国の）企業会計の基準にない取扱いになるという問題が生じる。
- 基金を負債と純資産の中間的な区分に計上するという会計処理を採用すると、我が国の企業会計の基準と異なる取扱いとなり、海外市場で通用しない恐れがあるので、なるべくなら中間的な区分は採用しない方がよい。
- 公的な機関においては、（負債と純資産のどちらにも区分しがたいという）

中間的なものが出てくる可能性があるが、企業会計においても少数株主持分という考え方があるのだから、管理勘定積立金を「管理勘定持分」的なものとして純資産に置くことができるかどうかについては、一応検討しておく必要はあるのではないか。

- 現在のGAAPでは勘定別の財務諸表体系を想定していないため、勘定単位でGAAPに基づく監査証明を出すことはなかなか難しいのではないか。
- （勘定別ではなく）法人単位でGAAPに照らした監査証明を取得するのがすっきりしてよいのではないか。（勘定別でなく全体を見るという）国際的な感覚にも合う。セグメント情動的なものとして勘定別の財務諸表が明示され分かるような体系として、法人全体の財務諸表に対して監査証明を行うこととなる。
- 企業会計の基準を採るとすれば、日本国内で説明が不要の事柄であっても、海外の投資家に対しては、十分説明をしないと無用の誤解を与えかねない。
- 資産と負債のバランス（純資産の額）によって調達コストに影響するのであれば心配である。地方公共団体も信用力を問われているので、それが担保されるような財務諸表の表記にしてもらいたい。
- 機構の地方公共団体向け貸付金のリスクウェイトは0%であり、その自己資本比率を考慮する必要がないのであれば、純資産の金額の多寡は心配しなくてよいと考える。

以上